

鈴鹿市訓令第 4 号

庁 中 一 般
出 先 機 関

鈴鹿市文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市文書管理規程の一部を改正する訓令
鈴鹿市文書管理規程（平成 1 7 年鈴鹿市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第 1 （第28条関係）		別表第 1 （第28条関係）	
所管課名	記号	所管課名	記号
略	略	略	略
総合政策課	略	総合政策課	略
<u>東京事務所</u>	<u>東</u>		
略	略	略	略
<u>こども政策課</u>	<u>こ政</u>	<u>子ども政策課</u>	<u>子政</u>
<u>こども育成課</u>	<u>こ育</u>	<u>子ども育成課</u>	<u>子育</u>
<u>こども家庭支援課</u>	<u>こ支</u>	<u>子ども家庭支援課</u>	<u>子支</u>
<u>こども保健課</u>	<u>こ保</u>	<u>子ども保健課</u>	<u>子保</u>
略	略	略	略

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。